

2025年4月

お客様各位

二本松信用金庫

「米国関税措置等に伴う特別相談窓口」の設置及び  
「米国関税措置等対策資金」の融資制度新設について

二本松信用金庫（理事長 朝倉 津右工門）では、米国関税措置等により影響を受けられた中小企業法人・個人事業者の皆様を対象として、「米国関税措置等に伴う特別相談窓口」の設置及び「米国関税措置等対策資金」の融資制度新設をいたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

相談窓口

名称：「米国関税措置等に伴う特別相談窓口」

対応場所：二本松信用金庫 全営業店7店舗

対応時間：9時～15時（営業時間内）

岩代支店、東和支店においては、12時30分～13時30分を除く

融資制度

名称：「米国関税措置等対策資金」

対象者：米国関税措置等により影響を受け、資金繰り等に支障をきたしている中小企業法人・個人事業者

資金用途：運転資金・設備資金

融資額：50,000千円以内（但し、平均月商の2倍以内）

返済方法：手形貸付 期日一括返済 / 証書貸付 元金均等返済

融資期間：手形貸付 1年以内 / 証書貸付 10年以内（内、元金返済据置1年以内）

利率：手形貸付 当金庫所定利率（固定） / 証書貸付 当金庫所定利率（変動・長プラ連動 [年2回見直し型]）

保証人：経営者保証に関するガイドラインに準じます

担保：必要に応じて徴求します

問合せ先：二本松信用金庫 各営業店

その他

ご不明な点がある場合は、各営業店へお問い合わせください。

以上



ナイスコミュニケーション

二本松信用金庫